

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定非営利活動法人に対する改善命令
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法 特定非営利活動法人に対する監督権行使及び不利益処分に係る実施基準
条 項		法第42条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定非営利活動促進法第42条 ● 特定非営利活動法人に対する監督権行使及び不利益処分に係る実施基準
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		